

秦野市小児等医療費の助成に関する条例の一部を改正することについて

秦野市小児等医療費の助成に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成30年11月27日提出

秦野市長 高橋昌和

提案理由

通院に係る医療費助成の対象を中学生まで拡充することにより、子育て世帯が安心して子育てしやすい環境整備の更なる促進を図るとともに、字句の整理を行うため、改正するものであります。

秦野市小児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

秦野市小児等医療費の助成に関する条例（平成8年秦野市条例第24号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

秦野市小児医療費の助成に関する条例

第1条中「小児等」を「小児」に改める。

第2条第1項第1号を次のように改める。

- (1) 小児 規則で定める中学校等を卒業する日の属する月の末日（その日に入院している場合は、その退院の日）又は満18歳に達する日の属する月の末日のいずれか早い日までにある者をいう。

第2条第1項第2号及び第3号を削り、同項第4号中「ア又はイの」を削り、同号ア及びイ中「小児等」を「小児」に改め、同号を同項第2号とし、同条第2項中「小児等」を「小児」に改める。

第3条第1項中「小児等」を「小児」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「前項に規定する」を「前項の」に、「小児等」を「小児」に改め、同項第1号から第3号までの規定中「小児等」を「小児」に改める。

第4条第1項を次のように改める。

前条第1項の規定にかかわらず、満6歳に達する日以後の最初の3月31日までにある小児に係る医療費の助成を受けようとするときを除き、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれの各号に定める年における対象者の所得が、その対象者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下この項において「扶養親族等」という。）並びにその対象者の扶養親族等でない児童（満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。）で、その所得があった年の12月31日において生計を維持した者の有無及び数に応じて規則で定める額以上の場合は、医療費の助成を受けることができない。

- (1) 医療費の助成を受けようとする小児の誕生日が1月1日から6月30日までの間にあるとき その日の属する年の前々年
- (2) 医療費の助成を受けようとする小児の誕生日が7月1日から12月31

日までの間にあるとき その日の属する年の前年

第4条第2項中「前項に規定する所得」を「前項の所得」に改める。

第5条第1項中「小児等」を「小児」に改め、同条第2項を削る。

第6条第1項中「乳幼児等の」を削り、「乳幼児等が」を「小児が」に改め、同条第3項を削る。

第7条第1項本文中「乳幼児等の」を削り、同条第2項中「前項本文に規定する」を「前項本文の規定による」に、「乳幼児等」を「小児」に改める。

第10条中「小児等」を「小児」に、「すでに」を「既に」に改める。

第12条中「この条例による」を「この条例の規定による」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の秦野市小児医療費の助成に関する条例の規定は、施行日以後に行われる医療について適用し、施行日前に行われた医療については、なお従前の例による。

(秦野市個人番号の利用事務を定める条例の一部改正)

- 3 秦野市個人番号の利用事務を定める条例（平成27年秦野市条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表第10項中「秦野市小児等医療費の助成に関する条例（平成8年秦野市条例第24号）による小児等医療費の助成」を「秦野市小児医療費の助成に関する条例（平成8年秦野市条例第24号）による小児医療費の助成」に改め、同表第11項中「秦野市小児等医療費の助成に関する条例による小児等医療費の助成」を「秦野市小児医療費の助成に関する条例による小児医療費の助成」に改める。

議案第72号 秦野市小児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

網かけ部分以外は、字句等の整理によるものです。

新	旧
<p data-bbox="248 392 808 427"><u>秦野市小児医療費の助成に関する条例</u></p> <p data-bbox="203 496 293 531">(目的)</p> <p data-bbox="147 549 1104 687">第1条 この条例は、<u>小児</u>を養育している者に対して医療費の一部を助成することにより、<u>小児</u>の健康の維持及び健全な育成に役立てるとともに、福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p data-bbox="203 703 293 738">(定義)</p> <p data-bbox="147 756 1104 839">第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの各号に定めるところによる。</p> <p data-bbox="170 857 1104 1050">(1) <u>小児</u> 規則で定める中学校等を卒業する日の属する月の末日（その日に入院している場合は、その退院の日）又は満18歳に達する日の属する月の末日のいずれか早い日までに<u>ある者をいう。</u></p>	<p data-bbox="1229 392 1823 427"><u>秦野市小児等医療費の助成に関する条例</u></p> <p data-bbox="1184 496 1274 531">(目的)</p> <p data-bbox="1128 549 2085 687">第1条 この条例は、<u>小児等</u>を養育している者に対して医療費の一部を助成することにより、<u>小児等</u>の健康の維持及び健全な育成に役立てるとともに、福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p data-bbox="1184 703 1274 738">(定義)</p> <p data-bbox="1128 756 2085 839">第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの各号に定めるところによる。</p> <p data-bbox="1151 857 2085 1209">(1) <u>小児</u> 規則で定める中学校等（以下「中学校等」という。）を卒業する日の属する月の末日（中学校等の卒業後継続して入院している場合には、その退院の日。ただし、その卒業する日の属する月の末日及びその退院の日が満18歳に達する日の属する月の末日を経過している場合には、満18歳に達する日の属する月の末日とする。）までにある者（乳幼児等を除く。）をいう。</p> <p data-bbox="1151 1225 2085 1307">(2) <u>乳幼児等</u> 満12歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者をいう。</p>

(2) 養育している者 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 小児を養護し、かつ、これと生計を同じくするその父（母がその小児を妊娠した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）又は母

イ 父母に養護されず、又はこれと生計を同じくしない小児を養護し、かつ、その生計を維持する者

2 前項第4号アの場合において、父及び母がともにその父及び母の子である小児を養護し、かつ、これと生計を同じくするときは、その小児は、その父又は母のうちいずれかその小児の生計を維持する程度の高い者によって養護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

(対象者)

第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、本市に住所を有する小児を養育している者であって、その養育する小児の疾病又は負傷について、規則で定める医療保険各法（以下「医療保険各法」という。）の規定により医療に関する給付が行われたものとする。

2 前項の疾病又は負傷には、次の各号のいずれかに該当する小

(3) 小児等 小児及び乳幼児等をいう。

(4) 養育している者 次のア又はイのいずれかに該当する者をいう。

ア 小児等を養護し、かつ、これと生計を同じくするその父（母がその小児等を妊娠した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）又は母

イ 父母に養護されず、又はこれと生計を同じくしない小児等を養護し、かつ、その生計を維持する者

2 前項第4号アの場合において、父及び母がともにその父及び母の子である小児等を養護し、かつ、これと生計を同じくするときは、その小児等は、その父又は母のうちいずれかその小児等の生計を維持する程度の高い者によって養護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

(対象者)

第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、本市に住所を有する小児等を養育している者であって、その養育する小児等の疾病又は負傷について、規則で定める医療保険各法（以下「医療保険各法」という。）の規定により医療に関する給付が行われたものとする。

2 前項に規定する疾病又は負傷には、次の各号のいずれかに該

児に係る疾病又は負傷を含まない。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により医療の扶助を受けている世帯に属する小児
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定による措置により医療を受給している小児
- (3) 規則で定める医療費助成事業により医療費の助成を受けることができる小児

（所得の制限）

第4条 前条第1項の規定にかかわらず、満6歳に達する日以後の最初の3月31日までにある小児に係る医療費の助成を受けようとするときを除き、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれの各号に定める年における対象者の所得が、その対象者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下この項において「扶養親族等」という。）並びにその対象者の扶養親族等でない児童（満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。）で、その所得があった年の12月31日において生計を維持した者の有無及び数に応じて規則で定める額以上の場合は、医療費の助成を受けることができない。

- (1) 医療費の助成を受けようとする小児の誕生日が1月1日から6月30日までの間にあるとき その日の属する年の前々

当する小児等に係る疾病又は負傷を含まない。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により医療の扶助を受けている世帯に属する小児等
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定による措置により医療を受給している小児等
- (3) 規則で定める医療費助成事業により医療費の助成を受けることができる小児等

（所得の制限）

第4条 前条第1項の規定にかかわらず、満6歳に達した日以後最初の3月31日までにある小児等を養育している者を除き、次の各号に掲げる者についてそれぞれの各号に規定する所得が、所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びにその扶養親族等でない児童（満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。）でその所得があった年の12月31日において生計を維持した者の有無及び数に応じて、規則で定める額以上のときは、対象者としな

- (1) 乳幼児等に係る医療費の助成を受けようとする者 医療を受けた乳幼児等の誕生日が、1月1日から6月30日までの

年

(2) 医療費の助成を受けようとする小児の誕生日が7月1日から12月31日までの間にあるとき その日の属する年の前年

2 前項の所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定める。

(助成の範囲)

第5条 医療費の助成の額は、小児の疾病又は負傷について医療保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費のうち、その規定により対象者が負担すべき額から規則で定める額を控除した額に相当する額（以下「助成費」という。）とする。

(助成の方法)

第6条 医療費の助成は、小児が病院若しくは診療所又は薬局等（以下「医療機関等」という。）で医療を受けた場合に、市長

間にあるときはその日の属する年の前々年の所得とし、7月1日から12月31日までの間にあるときはその日の属する年の前年の所得とする。

(2) 小児に係る医療費の助成を受けようとする者 小児が医療（入院に係る医療に限る。）を受けた日が、1月1日から6月30日までの間にあるときはその日の属する年の前々年の所得とし、7月1日から12月31日までの間にあるときはその日の属する年の前年の所得とする。

2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定める。

(助成の範囲)

第5条 医療費の助成の額は、小児等の疾病又は負傷について医療保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費のうち、その規定により対象者が負担すべき額から規則で定める額を控除した額に相当する額（以下「助成費」という。）とする。

2 前項の医療費の助成は、乳幼児等にあつては入院及び通院に係るもの、小児にあつては入院に係るものについて行うものとする。

(助成の方法)

第6条 乳幼児等の医療費の助成は、乳幼児等が病院若しくは診療所又は薬局等（以下「医療機関等」という。）で医療を受け

がその医療機関等に対し、助成費を支払うことにより行うものとする。

2 (略)

(医療証交付の申請等)

第7条 対象者は、医療費の助成を受けようとするときは、加入医療保険を証する書類その他の規則で定める書類を添付して、市長に申請しなければならない。ただし、引き続き医療費の助成を受けようとする対象者については、申請を省略させることができる。

2 市長は、前項本文の規定による申請の内容を審査し、対象者が養育する小児であることを示す証明書（以下「医療証」という。）を交付するものとする。

3 (略)

(損害賠償との調整)

第10条 市長は、第三者の行為により生じた小児の疾病又は負傷に関して対象者が損害賠償を受けたときは、その額の限度において、医療費の助成の全部若しくは一部を行わず、又は既に助成した助成費に相当する金額を返還させることができる。

た場合に、市長がその医療機関等に対し、助成費を支払うことにより行うものとする。

2 (略)

3 小児の医療費の助成は、市長が対象者に対し、助成費を支給することにより行うものとする。

(医療証交付の申請等)

第7条 対象者は、乳幼児等の医療費の助成を受けようとするときは、加入医療保険を証する書類その他の規則で定める書類を添付して、市長に申請しなければならない。ただし、引き続き医療費の助成を受けようとする対象者については、申請を省略させることができる。

2 市長は、前項本文に規定する申請の内容を審査し、対象者が養育する乳幼児等であることを示す証明書（以下「医療証」という。）を交付するものとする。

3 (略)

(損害賠償との調整)

第10条 市長は、第三者の行為により生じた小児等の疾病又は負傷に関して対象者が損害賠償を受けたときは、その額の限度において、医療費の助成の全部若しくは一部を行わず、又はすでに助成した助成費に相当する金額を返還させることができる。

(公簿による確認等)

第12条 市長は、この条例の規定による申請又は届出に添付させる書類により確認する事項を本市が保有する公簿等により確認することができるときは、その公簿等により確認し、その書類の添付を省略させることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の秦野市小児医療費の助成に関する条例の規定は、施行日以後に行われる医療について適用し、施行日以前に行われた医療については、なお従前の例による。

(秦野市個人番号の利用事務を定める条例の一部改正)

3 秦野市個人番号の利用事務を定める条例(平成27年秦野市条例第21号)の一部を次のように改正する。

別表第10項中「秦野市小児等医療費の助成に関する条例(平成8年秦野市条例第24号)による小児等医療費の助成」を「秦野市小児医療費の助成に関する条例(平成8年秦野市条

(公簿による確認等)

第12条 市長は、この条例による申請又は届出に添付させる書類により確認する事項を本市が保有する公簿等により確認することができるときは、その公簿等により確認し、その書類の添付を省略させることができる。

例第24号)による小児医療費の助成」に改め、同表第11項中「秦野市小児等医療費の助成に関する条例による小児等医療費の助成」を「秦野市小児医療費の助成に関する条例による小児医療費の助成」に改める。

小児医療費助成事業の見直しについて

1 制度改正の趣旨

小児医療費助成事業については、少子化が進展する中、子育て支援施策の中でも重要な施策の一つとして取り組んでおり、平成 28 年 10 月から、通院助成の対象を小学 6 年生までに拡大し、平成 29 年 4 月からは、未就学児の所得制限を撤廃し、併せて就学児以上の所得制限を緩和しました。

しかし、制度への御意見や近隣自治体の助成状況などから、更に安心して子育てできる環境を整えるために、通院助成の対象を拡大することで子育て支援をより一層、充実させていきます。

2 改正内容

(1) 通院助成の対象拡大

小学 6 年生までを中学 3 年生までに変更

(2) 実施期日

平成 31 年 4 月 1 日

3 改正前後の助成内容比較

対象年齢	改正前			改正後		
	助成対象	所得制限	医療証	助成対象	所得制限	医療証
未就学児	通院 入院	なし	あり	通院 入院	なし	あり
小学生	通院 入院	あり	あり	通院 入院	あり	あり
中学生	— 入院	— あり	— なし (償還払い)	通院 入院	あり あり	あり あり

※医療証：対象者が受給資格を有することを証明する書類

4 所得制限の内容

扶養親族等の数	所得限度額	収入額
0人	622万円	833.3万円
1人	660万円	875.6万円
2人	698万円	917.8万円
3人	736万円	960.0万円
4人	774万円	1,002.0万円

※所得制限超過者：523人（平成30年3月末時点）

5 制度改正の経過

改正年月日	通院	入院	所得制限
平成7年10月1日	0歳児のみ	中学3年生まで	1歳児以上あり
平成11年1月1日	1歳児まで	〃	〃
平成13年10月1日	3歳児まで	〃	〃
平成15年10月1日	4歳児まで	〃	なし
平成16年10月1日	5歳児まで	〃	〃
平成20年10月1日	6歳児まで	〃	〃
平成24年10月1日	小学4年生まで	〃	1歳児以上あり
平成28年10月1日	小学6年生まで	〃	1歳児以上あり
平成29年4月1日	小学6年生まで	〃	未就学児：なし 小学生以上：児童手当新基準に緩和

6 平成29年度助成実績

- (1) 助成件数 219,708件
- (2) 医療費助成額 438,879,470円
- (3) 県補助金額 79,478,000円
- (4) 医療証交付者 15,348人（平成30年3月末時点）

7 県内各市の状況

別紙のとおり

<参考>

中学3年生までの助成対象拡大による所要額については、70,957千円と試算しています。

小児医療費助成制度 県内市町村別実施状況

平成30年10月1日現在

子育て支援課

自治体	対象年齢										入院	所得制限	窓口負担	
	通院													
	就学前	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3				
0 神奈川県	◎											中3	0歳以上【旧】	入院：1日100円 通院：1回200円 0～3歳まで窓口負担はなし
1 横浜市	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎					中3	1歳以上【旧】	小学校4～6年生のみ、通院1回500円までの窓口負担あり（入院・調剤は窓口負担なし） ※ただし、小学校4～6年生でも、保護者が市民税非課税の場合は全額助成（通院の窓口負担なし）
2 川崎市	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎					中3	1歳以上【新】	小学校4～6年生のみ、通院1回500円までの窓口負担あり（入院・調剤は窓口負担なし） ※ただし、小学校4～6年生でも、保護者が市民税所得割非課税の場合は全額助成（通院の窓口負担なし）
3 相模原市	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		中3	1歳以上【新】	中学1～3年生に通院1回500円までの窓口負担あり（市民税非課税の場合は全額助成）
4 横須賀市	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		中3	なし	—
5 平塚市	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		中3	小1以上【旧】	—
6 鎌倉市	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		中3	小1以上【旧】	—
7 藤沢市	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎					中3	中1以上【旧】	—
8 小田原市	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		中3	小1以上【旧】	—
9 茅ヶ崎市	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎					中3	4歳以上【旧】	小学校4～6年生に通院1回500円までの窓口負担あり
10 逗子市	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎					中3	1歳以上【旧】	—
11 三浦市	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		中3	なし	—
12 秦野市	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎					中3	小1以上【新】	—
13 厚木市	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		中3	なし	—
14 大和市	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		中3	1歳以上【旧】	—
15 伊勢原市	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎					中3	1歳以上【旧】	—
16 海老名市	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		中3	なし	—
17 座間市	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		中3	1歳以上【旧】	—
18 南足柄市	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		中3	1歳以上【旧】 中学生以上は就学援助世帯（准要保護世帯）と同等	—
19 綾瀬市	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		中3	なし	—

※所得制限の【旧】は子ども手当施行前の旧児童手当特例給付基準
 ※所得制限の【新】は子ども手当廃止後の現行の児童手当所得制限限度額
 ※本市は、【新】基準を採用しているため、【旧】基準に比べ所得制限額の基準が緩和されています。

自治体	対象年齢										入院	所得制限	窓口負担	
	通院													
	就学前	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3				
20	葉山町	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎				中3	中学生以上【旧】	—
21	寒川町	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	中3	1歳以上【旧】	—
22	大磯町	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎				中3	1歳以上【新】	—
23	二宮町	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	中3	小1以上【新】	—
24	中井町	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	中3	なし	—
25	大井町	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	中3	なし	—
26	松田町	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	中3	なし	—
27	山北町	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	中3	なし	—
28	開成町	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	中3	3歳以上【旧】	—
29	箱根町	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	中3	なし	—
30	真鶴町	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	中3	なし	—
31	湯河原町	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎				中3	なし	—
32	愛川町	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	中3	なし	—
33	清川村	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	高3	なし	—

※所得制限の【旧】は子ども手当施行前の旧児童手当特例給付基準

※所得制限の【新】は子ども手当廃止後の現行の児童手当所得制限限度額

※本市は、【新】基準を採用しているため、【旧】基準に比べ所得制限額の基準が緩和されています。

写

秦野市役所
平成30年11月22日
30.11.12 受
分 保存5年 類
4.1.7

秦野市長 高橋昌和様

秦野市社会福祉審議会
会長 藤村和



小児医療費助成事業の見直しについて（答申）

貴職におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本年10月31日付けFNo. 4・0・0（甲）で諮問のありました標記の件について、慎重に審議を重ねてまいりましたが、子どもを安心して産み育てる環境整備の更なる促進を図るものとして、諮問内容のとおり見直しをすることが適当と認めますので、その旨答申いたします。



FNo. 4・0・0 (甲)
平成30年10月31日

秦野市社会福祉審議会
会長 藤村和静様

秦野市長 高橋昌和



小児医療費助成事業の見直しについて（諮問）

本市においては、平成7年10月から0歳児の通院医療費助成を始め、平成29年4月までの間、数度の見直しを行い、現在まで、小学6年生までの通院に係る医療費助成について、一定の所得制限を設けた上で実施しています。

現在では、助成対象の範囲、所得制限の有無等についての相違があるものの、県内市町村はもとより全国の地方自治体において実施されており、本来、国が少子化対策の子育て支援策として、国家レベルで実施すべき社会保障の一部を地方自治体が肩代わりしていると言える状況が続いています。

更に、平成28年10月及び平成29年4月からの制度改正に係る貴審議会での答申では、県内他市の状況から、義務教育終了までの助成を見通して実施するようとの付帯意見が添えられました。

これらの状況も踏まえ、本市において、安心して子育てできる環境整備の更なる促進を図るため、小児医療費助成事業の見直しについて、次のとおり諮問します。

- 1 通院助成の対象を中学3年生までとすること。
- 2 1について、平成31年4月から施行すること。